

令和4年第3回農業委員会議事録

令和4年3月25日

下妻市農業委員会

令和4年第3回下妻市農業委員会会議録

1. 日 時 令和4年3月25日（金） 午後1時30分

2. 場 所 下妻市役所 本庁舎 大会議室

3. 議 案

第1号 農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第2号 農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

第3号 農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について

第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について

第5号 農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定について

第6号 農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業)

第7号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和3年度農用地利用配分計画（案）に対する意見について

第8号 農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について

4. 報 告

第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

出席委員次の通り

1番 京空 克芳	3番 白井 安男	4番 杉田 恒夫
5番 飯村 昇	6番 篠崎 宏之	7番 中島喜美夫
8番 小島 博幸	9番 栗島 喜好	10番 齋藤 孝夫
11番 栗原 三郎	12番 飯岡 勝美	13番 塚田 好克
14番 程塚 裕行	15番 野村 操	16番 稲川 広美
17番 木村 一巳	18番 森 槇雄	19番 中山 基

欠席委員次の通り

2番 柴崎 尚

出席職員次の通り

局長 小林 正幸 局長補佐 海老澤 尚子 係長 渡辺 広行 主査 飯塚 美紀子

(午後1時30分 開会)

議長（会長 中山基君）

ただいまから、令和4年第3回下妻市農業委員会総会を開会いたします。本日の出席委員は、18名

であります。欠席の届出は、2番 柴崎尚君であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

なお、本日の議事録署名委員は5番 飯村昇君、6番 篠崎宏之君の両名を指名いたします。

それでは、議事に入ります。

はじめに、議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

1ページをお開き願います。

議案第1号、農地法第3条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回、7件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、古沢地内、3筆、畑、合計1,812㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号2号、申請地、小島地内、2筆、畑、合計642㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が2月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号3号、申請地、小島地内、田、3,148㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が2月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

2ページをお開き願います。

処理番号4号、申請地、二本紀及び今泉地内、10筆、田畑、合計6,007㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が2月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号5号、申請地、原地内、2筆、田、合計3,890㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。公益社団法人 茨城県農林振興公社が2月の報告第2号で取得した農地の売り渡しであります。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

処理番号6号、申請地、皆葉地内、畑、1,051㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。

3ページをご覧願います。

処理番号7号、申請地、高道祖地内、田、2,589㎡、申請理由は、農業経営規模拡大で、耕作面積、従農者数、農機具等は、議案書に記載の通りです。農地法第3条第2項各号の不許可の条文には該当しない申請内容であると考えられます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の1ページから2ページをご確認願います。

議案番号	1	処理番号	1	担当委員	京空委員
現 地 状 況	申請地は、JA常総ひかりカントリーエレベーターから西へ約 500m にあり、 水稲の刈取り後でした。				
現地調査結果	3月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで 確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	2	担当委員	京空委員
現 地 状 況	申請地は、総上小学校から東へ約 800m にあり、総上・豊加美ほ場整備区域 内の農地であり、現在整備中であった。				
現地調査結果	3月21日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで 確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	3	担当委員	京空委員
現 地 状 況	申請地は、総上小学校から北東へ約 800m にあり、総上・豊加美ほ場整備区域 内の農地であり、現在整備中であった。				
現地調査結果	3月20日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで 確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	4	担当委員	野村委員
現 地 状 況	申請地は、ヘキサホールきぬから北西へ約 800m 圏内にあり、一部は水稻、そば、野菜の収穫後きれいに耕運されており、ほかは休耕であるがきれいに管理されていた。				
現地調査結果	3月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	5	担当委員	小島委員
現 地 状 況	申請地は、千代川体育館から南へ約 800m にあり、水稻の刈取り後できれいに管理されていた。				
現地調査結果	3月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に会社訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	6	担当委員	中島委員
現 地 状 況	申請地は、大形小学校から南西へ約 1.4km にあり、芝が作付けされていた。				
現地調査結果	3月18日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議案番号	1	処理番号	7	担当委員	飯村委員
現 地 状 況	申請地は、高道祖市民センターから南西へ約 400m にあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	3月19日、現地調査をした結果、地域調和要件など、3条チェックシートで確認し、許可要件に問題なし				
申請人への確認	申請人に自宅訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

齋藤委員

意見ではないのですが、処理番号1号の現地状況ですが、水稻が作付けされていたと書いてあるのですが、そこだけは訂正した方がいいと思います。

事務局（渡辺広行君）

ご指摘ありがとうございます。完全に誤りでございます。水稻の刈取り後があったというような内容になりますので、訂正させていただきます。

ありがとうございました。

議長（会長 中山基君）

それでは、皆さん、調査報告書につきまして、水稻の刈取り後ということで加筆訂正しておいてください。よろしくお願いいたします。

他にございませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

4ページ並びに、参考資料の1ページをお開き願います。

議案第2号、農地法第5条の規定による所有権移転許可申請につきましては、今回2件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、古沢地内、2筆、登記、畑、現況、畑及び宅地、合計892㎡、申請理由は、利便性の良好な申請地に、事務所兼資材置場を移転するとともに、自己住宅を建築するものでございます。

参考資料の3ページをお開き願います。

処理番号2号、申請地、大木地内、畑、3,003㎡、申請理由は、鳥インフルエンザ対策の一環として、焼却処分するニワトリの仮置き場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は4ページ、参考資料は、1ページ・2ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、業務上必要であり、かつ、住宅が70m未満に6戸以上、立地している集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。農地法以外の他法令につきましては、汚水・雑排水処理計画において、茨城県常総工事事務所の放流承認を受けております。

参考資料は、3ページ・4ページをお開き願います。

処理番号2号、立地基準の農地区分につきましては、10ha以上の区域内にある農地であるため、第1種農地と判断され、許可方針は原則不許可ですが、既存敷地の拡張で、拡張の敷地面積が、既存敷地面積の2分の1以下であることから、不許可の例外規定に該当いたします。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の3ページ上段をご確認願います。

議案番号	2	処理番号	1	担当委員	京空委員
現地状況	申請地は、ハローワーク下妻から南東へ約 600m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	3月22日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、自己住宅及び事務所兼資材置場に転用することについて問題なしと判断。				

議案番号	2	処理番号	2	担当委員	栗島委員
現地状況	申請地は、JA常総ひかり下妻梨第1選果場から北へ約 800m にあり、休耕であるが、きれいに管理されていた。				
現地調査結果	3月22日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	申請人に自宅及び会社訪問し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、焼却処分鶏の仮置場へ転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありませんか。

塚田委員

処理番号1号の地目ですが、登記上は畑、現況は宅地になっていますが、これはどのように見たら良いのか、一般住宅で許可を受けていたということですが、どのように解釈したら良いのか教えていただきたいです。

事務局（渡辺広行君）

塚田委員のご質疑にお答えいたします。表記では登記が畑、現況が宅地ということで記載させていただいていますが、実際の現地は遊休農地のような状況で、何か建物があるとかそういうわけではございません。なぜ、現況を宅地と記載したかといいますと、右側の譲渡する理由のところですが、昭和60年11月18日付で一般住宅として転用許可を一度受けております、ただ、計画が頓挫したのか、転用許可を受けただけで農地のままなんですけれども、農地台帳の管理上、転用許可を受けたところは、農地ではなくて宅地とか雑種地とか、そういうことで変更させていただいておりますので、農地台帳に合わせる形でこのような表記をさせていただきました。実際には、現地は畑の状態であります。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

塚田委員、よろしいでしょうか。

塚田委員

はい。ありがとうございます。

議長（会長 中山基君）

他にございませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

5ページ並びに、参考資料の5ページをお開き願います。

議案第3号、農地法第5条の規定による賃借権設定許可申請につきましては、今回、1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、下妻地内、畑、587㎡、申請理由は、事業拡大に伴い、既存資材置場が手狭であるため、申請地に資材置場を設けるものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は5ページ、参考資料は、5ページ・6ページをご覧願います。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、用途地域内にある農地であるため、第3種農地と判断され、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の3ページ中段をご確認願います。

議案番号	3	処理番号	1	担当委員	森委員
現地状況	申請地は、下妻簡易裁判所から南西へ約 200m にあり、耕作されておらず、雑草が繁茂していた。				
現地調査結果	3月22日、地区委員 2名、事務局職員 堤主事と現地調査				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調査結果	申請書の確認及び現地調査の結果、資材置場へ転用することについて問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請に対する処分について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

6ページ並びに、参考資料の7ページをお開き願います。

議案第4号、農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請につきましては、今回1件の申請であります。ご説明申し上げます。

処理番号1号、申請地、鬼怒地内、登記、畑、現況、雑種地、547㎡、申請理由は、仮設現場事務所及び資材置場へ一時転用したく、令和3年7月26日付で許可を受けたが、工事が遅延したため、期間を延長するものでございます。

農地区分及び許可方針につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

農地法に基づく農地区分及び許可方針についてご説明いたします。

議案書は6ページ、参考資料は、7ページ・8ページをご覧ください。

処理番号1号、立地基準の農地区分につきましては、10ha未満の小規模区域内にある農地であるため、第2種農地と判断され、他の転用候補地で事業を達成する見込みがないことから、許可方針は原則許可でございます。また、一般基準につきましては、農地転用の確実性、資金計画など、支障のない計画となっております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。次に担当委員の調査について、書面の3ページ下段をご確認願います。

議案番号	4	処理番号	1	担当委員	柴崎委員
現 地 状 況	申請地は、クリーンポートきぬから南西へ約 400m にあり、仮設現場事務所及び資材置場として利用されていた。				
現地調査結果	3月22日、地区委員 2名、事務局職員 綿貫主事と現地調査				
申請人への確認	申請人に電話し、申請事由のとおりであることを確認。				
調 査 結 果	申請書の確認及び現地調査の結果、一時転用期間を延長することについて問題なしと判断。				

議長（会長 中山基君）

調査結果について発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、申請の通り処分することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

議案第5号の別紙をご覧ください。

議案第5号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定につきましては、農地法によらない農業経営基盤強化促進法による賃借権及び使用貸借権の設定を年3回、行

っており、今回は、農用地利用集積計画の3月設定分であります。

内容につきましては、飯塚主査から説明いたさせます。

事務局（飯塚美紀子君）

それでは、議案第5号、令和3年度農用地利用集積計画（案）の資料をご覧ください。こちらは通常利用権の令和4年3月設定分でございます。

お手元の議案第5号の資料をご覧ください。

表紙と次の1枚を飛ばし、3枚目の農用地利用集積計画総括表をご覧ください。

令和3年7月総会にてご審議いただきました「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」が令和3年10月に改定されたことにより、令和4年4月1日設定開始分より、貸借期間20年を追加いたしました。表の上段は新規分で、貸借期間が3年、6年、10年、20年とありますが、利用権設定面積全体では、田が104筆、146,417.00㎡、畑が117筆、128,441.00㎡、合計221筆、274,858.00㎡で、貸人は100名、借人は32名、貸借の開始は令和4年4月1日からでございます。

表の下段は更新分で、利用権設定面積全体では、田が105筆、219,841.54㎡、畑が47筆、59,127.00㎡、合計152筆、278,968.54㎡で、貸人は61名、借人は37名、貸借の開始は同じく令和4年4月1日からでございます。

内容につきましては、次の1ページをご覧ください。

表の左から利用権設定者、利用権設定農用地、利用権の設定を受ける者、設定する利用権の内容となっており、以下24ページまでございまして、賃借料につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。これによりまして、こちらには記載がありませんが、令和4年4月1日からの利用権設定面積は下妻市全体で1,507haとなり、そのうち、認定農業者への集積面積は1,259haとなっております。以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より（案）を削除願います。

続いて議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

議案第6号の別紙をご覧ください。

議案第6号、農業経営基盤強化促進法の規定による令和3年度農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）につきましては、農地を貸したい地権者から、中間管理機構が借り受け、中間管理権の設定をするための農用地利用集積計画を定めるものでございます。

内容につきましては、飯塚主査から説明いたさせます。

事務局（飯塚美紀子君）

それでは、議案第6号、令和3年度農用地利用集積計画の決定についてご説明をさせていただきます。こちらは、公益社団法人 茨城県農林振興公社が実施する農地中間管理事業を活用した農用地利用集積計画でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項におきまして、「市町村は農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めなければならない」となっておりますので、本日議案として上程するものでございます。

それでは、お手元の議案第6号の資料をご覧ください。

3枚目を開き、農用地利用集積計画総括表をご覧ください。今回、農地中間管理事業を実施する公益社団法人 茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得する農地につきましては、田が131筆、218,491.00㎡、畑が153筆、177,569.69㎡、合計いたしますと、284筆、396,060.69㎡となり、貸し手は140名、借人は茨城県農林振興公社で、今月末に公告をし、開始は令和4年6月1日となり、期間は10年間でございます。

内容につきましては、次の1ページ目からの農用地利用集積計画一覧をご覧ください。左から利用権設定者、利用権設定農用地、設定を受ける者、設定する利用権の内容となっております。以下18ページまで284筆ございまして、賃借料等につきましては、農地の条件等により記載の金額となっております。以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終ります。発言はありますか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、原案の通り決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。それでは、2枚目の表題より（案）を削除願います。

続いて議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和3年度農用

地利用配分計画（案）に対する意見について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。
局長。

事務局長（小林正幸君）

議案第7号の別紙をご覧ください。

議案第7号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による令和3年度農用地利用配分計画（案）に対する意見については、中間管理機構より提出を求められた農用地利用配分計画（案）について、下妻市長より農業委員会に対して意見を求められたものでございます。

内容につきましては、飯塚主査から説明いたさせます。

事務局（飯塚美紀子君）

それでは、議案第7号、令和3年度農地中間管理事業農用地利用配分計画（案）に対する意見についてご説明をさせていただきます。

こちらにつきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項におきまして、「市町村等は、前二項の規定による協力を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとする」となっておりますので、本日、議案として上程したものでございます。

お手元の議案第7号の資料をご覧ください。

3枚目をお開きください。農用地利用配分計画（案）総括表をご覧ください。計画案につきましては、農地中間管理事業を実施する茨城県農地中間管理機構の要請により市が機構に提出するものです。まず、表の上段でございますが、新規分につきましては、貸借期間が10年で、配分面積は田が131筆、218,491.00㎡、畑が153筆、177,569.69㎡、合計284筆、396,060.69㎡、地権者が140名、配分を受ける者が30名でございます。こちらにつきましては、議案第6号にてご承認いただいた公益社団法人茨城県農林振興公社が農地中間管理権を取得した農地を受け手に配分するものでございます。続きまして、表の下段の再配分につきましては、受け手の変更に伴い、配分計画を変更するものでございます。貸借期間が8通りございまして、それぞれの内訳件数については、総括表のとおりとなっております。合計の配分面積は田が25筆、47,533㎡、畑が40筆、30,777.80㎡、計65筆、78,310.80㎡で、地権者が18名、配分を受ける者は19名でございます。

内容につきましては、次の1ページから27ページまでの農用地利用配分計画一覧の記載のとおりでございます。

なお、本配分計画案については、この後、市が農地中間管理機構に提出したものを県知事が認可、公告することにより、農地中間管理機構が受け手に農地を貸し付けるという手続きの流れとなります。以上で説明を終了いたします。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては、意見なしとすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、令和3年度農用地利用配分計画（案）に対する農業委員会の意見はなし、といたします。

続いて、議案第8号、農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について、を議題といたします。提案理由の説明を求めます。局長。

事務局長（小林正幸君）

議案第8号の別紙をご覧ください。

議案第8号、農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について、ご説明申し上げます。

農地法第3条による耕作目的の権利取得につきましては、取得後の農地経営面積が原則50アール以上であることが許可要件のひとつとされており、平成21年の農地法改正により、農業委員会の判断で下限面積を引き下げ、別段の面積を定めることができるようになりました。農林水産省からの通知により、毎年、別段の面積の設定又は修正の必要性を検討することが求められているため提案するものでございます。

内容につきましては、渡辺係長から説明いたさせます。

事務局（渡辺広行君）

それでは、議案第8号、「農地法第3条第2項第5号の別段面積の設定について」につきまして、ご説明いたします。

お手元の議案第8号の別紙をご覧ください。

はじめに、農地法第3条第2項第5号の別段面積について、制度の説明をさせていただきますので、ページをめくっていただき、1ページをご覧ください。

農業委員会が定める別段面積でございますが、耕作を目的として農地の権利を取得する場合には、農地法第3条に基づく許可が必要であり、この許可の要件の一つとして下限面積要件が定められ、原則として、北海道で2ha、都府県で50aとなっております。下限面積の基準につきましては、平成21年に農地法が改正され、農地法施行規則第17条により、地域の実情に応じて農業委員会の判断で別段の面積を定めることが可能となったことから、本日ご審議をいただくものでございます。

それでは、農地法施行規則第17条の特例につきまして、第1項、第2項、個別に事務局の判断をご説明させていただきます。まず、第1項の「平均規模が小さい地域」につきましては、①自然的経済的条件からみて、営農条件が概ね同一の区域について、②下限面積未滿の農地を耕作している農家の割合が4割を下回らない範囲で、③10a以上の面積で設定が可能とされております。

次のページ、2ページをお開きください。

本市におきましては、旧町村単位10地区で検討したところ、2020年農林業センサスによりますと、50a以下の農家は全体の13.4%であり、地区別に見ましても40%以上の地区はございません。以上の

ことから、第1項の「平均規模が小さい地域」に該当する別段面積の設定は必要がないと思われま

こと。1ページにお戻りください

続きまして、第2項の「担い手が不足している地域」につきましては、担い手不足や遊休農地が深刻なため、新規就農を促したい場合には、10アール未満でも設定することが可能となっております。本市では、農地法第30条に基づく利用状況調査の結果、遊休農地は約0.8%と少ないことから、第2項につきましても別段面積の設定は必要がないと思われま

こと。表紙にお戻りください。

以上の理由により、第1項、第2項ともに、別段面積の設定の必要はないと思われま

こと。上記のとおり、「下限面積は、現行の農地法どおり50aとし、別段面積の設定はしない。」を提案する

議長（会長 中山基君）

説明を終わります。発言はありませんか。

（「なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

なければお諮りいたします。本案につきましては原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と発する者あり）

議長（会長 中山基君）

異議なしと認め、左様決しました。

続いて、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、報告願います。局長。

事務局長（小林正幸君）

8ページをお開き願います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知書受理について、ご報告申し上げます。農地法第18条第6項の規定による合意の解約が議案書に記載の通り、8ページから14ページまで30件ございました。全件、添付書類も含めて完備されており、受理いたしましたので、ご報告を申し上げます。以上でございます。

議長（会長 中山基君）

これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくお願

いいたします。以上で本日の案件は、すべて終了いたしました。

皆さんから何かございましたらご発言願います。

（発言なし）

議長（会長 中山基君）

以上を持ちまして、令和4年第3回下妻市農業委員会総会を閉会いたします。

慎重なるご審議ありがとうございました。

（午後2時06分閉会）

議 長 中山 基

署名委員 飯村 昇

署名委員 篠崎 宏之
